

令和7年度渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	渋川市空き家バンクの利活用を促進するため、空き家内の家財道具等の処分に要した費用の一部を補助します。	
内容	補助対象事業	補助金の交付申請時に空き家バンクに登録済みの物件又は登録申請中の物件において、家財道具等の処分及び運搬並びに屋内外の環境整備（以下「片付け」という。）を実施する事業を対象とします。
	補助対象者	次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 空き家バンクに物件登録する者又は空き家バンク登録物件を利用する者。 (2) 家財道具等の処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第7条第1項に規定する許可を受けている業者に委託すること。 (3) 当該補助対象空き家に対し、渋川市空き家家財道具片付け支援事業補助金の交付を受けていないこと。 (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (5) 市区町村税を滞納していないこと。
	補助対象経費	次に掲げるものです。ただし、産業廃棄物は、補助の対象とはなりません。 (1) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金 (2) 家財道具等の処分に要する費用（自ら行うものも含む。） (3) 空き家の片付けとともに敷地内の樹木の剪定伐採及び処分をする場合は、その費用 (4) 第2号及び前号の処分に係る運搬に要する費用 (5) 第2号及び第3号の処分及び運搬について、一般廃棄物収集運搬業者に委託する際のごみの収集運搬料金及び処分手数料 (6) その他市長が必要と認める費用
	交付金額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、50,000円を限度とします。 上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端

		数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、250,000円です。限度に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付条件	渋川市空き家バンク実施要領に規定する空き家バンク登録の有効期間は、渋川市空き家解体事業補助金を利用しないこと。
	交付申請の方法、 時期等	<p>補助対象事業に着手する7日前までに市民協働推進課へ書面の提出にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 市区町村税の未納がないことの証明書(直近の完納証明書、非課税証明書又はそれらに準ずるもの)</p> <p>(2) 片付けに係る経費の見積額及びその内訳がわかる書類(自ら片付けを行わない場合は、業者が作成した見積書)</p> <p>(3) 片付け前の空き家の状況写真</p> <p>(4) 空き家が共有名義であるときは、共有名義者同意書(様式第2号)。ただし、やむを得ない事情により共有名義者同意書が得られない場合は誓約書(様式第3号)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p><b>【注】</b> 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	<p>申請のあった日から7日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知します。</p>
	変更交付申請の方法、 時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金内容変更(中止)交付申請書(様式第5号)に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
	変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金交付変更承認通知書(様式第6号)により通知します。
実績報告の方法、 時期等	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金事業完了実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 補助金交付決定通知書の写し</p>	

	<p>(2) 片付けに要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書の写し</p> <p>(3) 片付け後の補助対象空き家の状況写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金請求書（様式第9号）に渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金確定通知書（様式第8号）の写しを添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。また、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消された時は、渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金（交付決定・確定）取消通知書（様式第10号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要領に規定する要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>補助金の交付の決定又は額の確定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。</p>
申請書等の様式	<p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>共有名義者同意書（様式第2号）</p> <p>誓約書（様式第3号）</p> <p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金内容変更（中止）申請書（様式第5号）</p> <p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金交付変更承認通知書（様式第6号）</p> <p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第7号）</p>

	<p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金確定通知書（様式第8号）</p> <p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金請求書（様式第9号）</p> <p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金（交付決定・確定）取消通知書（様式第10号）</p> <p>渋川市空き家家財道具等片付け支援事業補助金返還命令書（様式第11号）</p>
その他	<p>補助対象者は、当該申請に関する帳簿及び書類を備え付け、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所市民協働推進課（本庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2401（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線2181）</p> <p>メールアドレス <a href="mailto:shiminkyodo@city.shibukawa.gunma.jp">shiminkyodo@city.shibukawa.gunma.jp</a></p>